

鳥取県小児慢性特定疾病医療費受給者の皆様へ

小児慢性特定疾病児童等 長期入院時付添支援助成金

小児慢性特定疾病医療費受給者が、その治療のために長期入院する場合、保護者が付き添う際の費用の一部を助成します



対象費用
・
補助率



寝具レンタル代（補助率 1 / 2）
食事代その他必要な費用
（定額1,000円／日）

✓ [助成金対象者]

小児慢性特定疾病児童等の保護者であり、次のすべてを満たす者

- ・小児慢性特定疾病の治療等のために長期入院（6日以上入院する場合をいう。）する受診者に対して、保護者が5泊以上病院に付き添いを行うこと
- ・入院する受診者が、小学生以下又は付き添いの必要性が高い子どもであること

✓ [申請方法]

申請書に必要事項を記載し、添付書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長へ提出してください

✓ [申請期限]

退院等により入院が終了した日の属する年度内（4月1日～3月31日）まで
※入院の期間が30日を超える場合は、月単位で申請いただくことが可能です

お申込み・お問合せは住所地を所管する総合事務所まで

中部総合事務所倉吉保健所

☎ 0858-23-3145

西部総合事務所米子保健所

☎ 0859-31-9317

詳しくは鳥取県HPをご覧ください

申請書のダウンロードはこちらから

🌐 <https://www.pref.tottori.lg.jp/317194.htm>

